



令和2年度

大崎市工コ改善推進事業補助金交付事業

1 目的

地球温暖化防止や市民の環境意識の高揚を図るため、市民・事業者が行う設備の設置や導入を支援します。

※ここでいう事業者とは中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいいます。

2 対象となる事業

●太陽光発電設置事業（市民・事業者対象）

1 補助要件

(1)市内で住宅（店舗等との併用も可）・事務所として使用する建物に設置されたもの。

（ただし、集合住宅（アパート等）に設置する場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）

※同敷地内にある作業場・カーポートの屋根及び土地等に設置した物も対象とする。

(2)当該機器の購入及び設置に係る契約日が令和2年4月1日以降であること。

※令和2年4月1日以降に契約・購入・設置したものであること。

2 補助金額

区分	補助金額	30%加算額	加算後補助金額
4 kW以上	40,000円	12,000円	52,000円
3 kW以上 4 kW未満	30,000円	9,000円	39,000円
2 kW以上 3 kW未満	20,000円	6,000円	26,000円
1 kW以上 2 kW未満	10,000円	3,000円	13,000円

※当該システムの設置に係る請負者が市内に主たる事業所又は事務所を有する者（以下「市内事業者」という。）であるときは、補助金額に30%を乗じて得た額を加算した額とします。

●定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業(市民・事業者対象)

1 補助要件

- (1) 市内で住宅（店舗等との併用も可）・事務所として使用する建物に設置されたもの。（ただし、集合住宅〈アパート等〉に設置する場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）
- (2) 当該機器の購入及び設置に係る契約日が令和2年4月1日以降であること。
※令和2年4月1日以降に契約・購入・設置したものであること。

2 補助金額 定額 50,000円

※当該機器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者であるときは、補助金額に30%を乗じて得た額を加算した額とします。

項目	補助金額	30%加算額	加算後補助金額
市民・事業者申請	50,000円	15,000円	65,000円

●家庭用高効率給湯器設置事業(市民対象)

1 補助要件

- (1) 市内で住宅（店舗等との併用も可）として使用する建物に設置されたもの。（ただし、集合住宅〈アパート等〉に設置する場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）
- (2) 対象となる高効率給湯器
以下の未使用の家庭用高効率給湯器の購入（リースも含む。）及び設置。
 - ① CO2冷媒ヒートポンプ給湯設備（エコキュート）
 - ② 潜熱回収型給湯設備（エコジョーズ、エコフィール）
 - ③ ガスエンジン給湯設備（エコウィル）
 - ④ 太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステム・自然循環式太陽熱温水器）
 - ⑤ ハイブリッド給湯設備
 - ⑥ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
- (3) 当該機器の購入及び設置に係る契約日が令和2年4月1日以降であること。
※令和2年4月1日以降に契約・購入・設置したものであること。

2 補助金額 定額 15,000円

※当該機器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者であるときは、補助金額に5,000円を加算した額とします。

項目	補助金額	加算額	加算後補助金額
市民申請	15,000円	5,000円	20,000円

●家庭用生ごみ処理機導入事業（市民対象）

1 補助要件

(1) 市内で住宅として使用する建物または補助事業者本人等が所有する土地に設置されたもの。（店舗及び、補助事業者本人が住宅として使用しない集合住宅（アパート等）への設置は、補助の対象になりません。）

(2) 電気を使用し、家庭から排出される生ごみを減量し、又は堆肥化等により有効利用

することを目的として製造された機器（生ごみを熱によって乾燥させるもの）で未使用のものの購入にかかる費用を補助対象とします。

当該機器の購入に係る見積もり日が令和2年4月1日以降であること。

※見積もり日等の確認できる書類がない場合は、領収日が令和2年4月1日以降であること。

2 補助金額

処理機の補助金額は、機器の購入費（消費税を含む。）の2分の1（その額が20,000円を超えるときは20,000円）とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとします。

※当該機器の購入先が市内事業者であるときは、補助金額に30%を乗じて得た額を加算した額とします。

3 対象者

①大崎市内に住所を有する者・事業者又は住所を有する見込みのある者・事業者。

※実績報告書提出時に大崎市内に住所を有することが条件となります。

②市税に未納が無い者・事業者。

③過去に大崎市エコ改善推進事業補助金を受けていない者。

④自己の住居・事務所として使用又は使用される予定のある建物（店舗、事務所等との兼用されるものを含む。）において補助事業を行う者。

4 限度額

項目	加算後補助金限度額
市民・事業者申請	150,000円

（市内業者加算額も含めてとなります。）

5 募集期間・対象件数

令和2年6月1日（月）から（毎週月曜日～金曜日の祝日を除く日）予算に達するまでです。予算に達しましたら条件を満たしていても補助金は交付できません。

6 申請方法

- 1 様式第1号大崎市工コ改善推進事業補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して大崎市役所市民協働推進部環境保全課（市役所西庁舎4階）あて提出します。申請書類に不備がなければ、補助金交付決定通知書をお送りします。申請手続きは設置業者さんが代行することもできます。

① 添付書類

事業名	内容	備考
①太陽光発電設置事業	令和2年4月1日以降に発行された対象システムの工事請負契約書の写し（建売住宅の場合は売買契約書の写し） ※（新築（又は対象機器付建売住宅）の場合、令和2年4月1日以降に交わした建築工事請負契約書（又は売買契約書）の写しと対象システムの設置が確認できる書類。）	●対象システムの「製造会社」「金額」が記載されていること。 ※新築等に係る契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は附属書類（内訳書等）を添付すること。
②定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業	令和2年4月1日以降に発行された対象システムの工事請負契約書の写し（建売住宅の場合は売買契約書の写し） ※（新築（又は対象機器付建売住宅）の場合、令和2年4月1日以降に交わした建築工事請負契約書（又は売買契約書）の写しと対象システムの設置が確認できる書類。）	●対象システムの「製造会社」「蓄電システムパッケージ型番」「数量」「金額」が記載されていること。 ※新築等に係る契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は附属書類（内訳書等）を添付すること。
③家庭用高効率給湯器設置事業	令和2年4月1日以降に発行された対象機器の購入及び設置にかかる契約書又は見積書の写し ※（新築（又は対象機器付建売住宅）の場合、令和2年4月1日以降に交わした建築工事請負契約書（又は売買契約書）の写しと家庭用高効率給湯器の設置が確認できる書類。）	●対象機器の「製造会社」「型式」「金額」が記載されていること。 ※新築等に係る契約書の本文で対象機器の購入が確認できない場合は附属書類（内訳書等）を添付すること。
④家庭用生ゴミ処理機導入事業	令和2年4月1日以降に発行された対象機器の見積書の写し	●対象機器の「製造会社」「型式」「金額」が記載されていること。

- 2 完成後に様式第6号大崎市工コ改善推進事業補助金実績報告書に必要事項を記入し、必要書類を添付して大環境保全課あて提出します。報告書類に不備がなければ補助金額確定通知書をお送りし、補助金を振込します。

① 添付書類

事業名	内 容	備 考
①太陽 光発電 設置事 業	支払領収書の写し	※振込による支払の場合も領収書が必要となります。振込依 頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。
	対象システムの配置図	
	対象システムの設置状態(設置された太陽電池モジュ ール全ての枚数が確認できるもの)を示す写真(カラ ー)	
	対象システムが設置された住宅全体の写真(カラ ー)	
	対象システム(全太陽電池モジュール)の出力対比表 (太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの。)	
	太陽光受給契約確認書の写し	
	太陽光発電付き建売住宅が確認できる立面図	※建売住宅の場合、添付のこと
②定置 用リチ ウムイ オン蓄 電池導 入促進 事業	支払い領収書の写し	※対象機器の「製品メーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」等が記載 されていること。記載されていない場合は、内訳書を添付すること。 ※振込による支払の場合も領収書が必要となります。振込依頼書の 控え等は、領収書の代わりにはなりません。
	蓄電システム保証書	※「製品メーカー名」「蓄電システムパッケージ型 番」「蓄電システム製造番号」が確認できるもの。
	蓄電システム設置写真(カラー)	
	蓄電システム銘板写真(カラー)	※提出する保証書記載と同一の型番が記 載されている銘板を撮影したもの。
③家庭 用高効 率給湯 器設置 事業	支払い領収書の写し	※対象機器の「製造会社」「型式」「数量」が記載され ていること。記載されていない場合は、内訳書を添付 すること。 ※振込による支払の場合も領収書が必要となります。振 込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。
	対象機器の保証書の写し(お客様欄に住所・氏名 を記載すること)	※対象機器の「製造会社」「型式」「数 量」が記載されていること。
	対象機器の設置場所が確認できる住宅全体の写真(カラー)	
	対象機器の設置写真(カラー)	
	対象機器の銘板写真(カラー)	※提出する保証書記載と同一の型番が記 載されている銘板を撮影したもの。
④家庭 用生ゴ ミ処理 機導入 事業	支払い領収書の写し	※対象機器の「製造会社」「型式」「数量」 「金額」が記載されていること。記載され ていない場合は、内訳書を添付すること。
	対象機器の保証書の写し	※対象機器の「製造会社」「型式」「購 入日」が記載されていること。

